

人吉市中心市街地地区公共空間活用事業検討業務委託事業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により募集するので公告する。

令和 6 年 4 月 2 日

人吉市長 松岡 隼人

I 公募型プロポーザルの名称

人吉市中心市街地地区公共空間活用事業検討業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル

II 公募型プロポーザルの概要

1 業務の目的

令和 2 年 7 月豪雨からの復興・復旧を果たすために策定した「人吉市復興まちづくり計画」（以下「計画」という。）の実現に向け、地域住民や地域事業者、行政がそれぞれ適切な役割の中で連携・協働を図りながら未来型復興を推進することとしている。

本業務の対象となる中心市街地地区は、当計画に掲げる取組方針を実現するため、令和 6 年 3 月に「都市再生整備計画（人吉市中心市街地地区）」を策定し、当地区の土地地区画整理事業や球磨川・人吉地区かわまちづくり等の取組と併せ、居住環境の向上や防災力の強化、コミュニティ、賑わいの創出等、持続可能で強靱な都市構造への再編を図ることとしている。

本業務は、当計画に位置付ける「交流・文化の場」及び復興事業により整備する公園、道路等の公共施設等について、災害時の役割や機能に加え、多様な交流や賑わいの創出、地域の歴史文化等の資源の魅力を高めるとしたソフト事業と併せて事業計画の検討を行うものである。

また、当計画の検討の上では、公民連携により実現かつ持続可能な事業として検討することが重要で、地域住民や事業者と協働・連携を図ながら中心市街地の活性化に必要な公共施設の在り方や機能、役割、運営等を整理・検討することを目的としている。

このことから、本業務を進める上では、まちの歴史・文化・自然環境等の特性を活かしつつ、住民生活の質の向上や地域経済・社会の活性化へ寄与するものとして高度なまちづくりを専門とする知見が求められる。

また、限られた期間での確実かつ円滑な業務遂行能力など総合的な能力が求められるほか、市と一体となって取り組むことができる体制を備え、かつ、実績がある最適な事業者を選定する必要がある。

よって、委託事業者を選定する際には、入札方式のように単に金額による選定ではなく、本業務に関する的確な提案等が可能で実行力を有する事業者を公募し、実績や提案等に視点を置いて評価することにより、本業務に最も適した事業者選定を可能とする公募型プロ

ポーザル方式を採用するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 人吉市中心市街地地区公共空間活用事業検討業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月14日まで
契約締結予定 令和6年5月予定
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 担当部署

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所2階）

メールアドレス：shigaitifukkou@hitoyoshi.kumamoto.jp

電話番号：0966-22-2111（内線2216）

FAX：0966-24-7869

Ⅲ 参加資格及び提出書類

1 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 当市の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 参加申込書提出の際において、人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、裁判所からの更正手続開始決定を受けた者は、この限りでない。）。
 - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、裁判所からの再生手続開始決定を受けた者は、この限りでない。）。
 - キ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
 - ク 本業務を一括再委託しない者であること。
 - ケ 履行期間を遵守すること。
 - コ その他、法令等に違反しないこと、又は違反するおそれがないこと。

- (2) 共同で本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 なお、共同企業体（JV）を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。
- ア 代表構成員は、上記「3 参加資格(1)アからケ」を全て満たすこと。
- イ 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
- ウ すべての構成員は、上記「3 参加資格(1)アからケ」を全て満たすこと。

2 主なスケジュール

現段階において予定するスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	日 程
公募開始	令和6年4月 2日（火）
質問書の受付期間	令和6年4月10日（水）17時まで
質問回答書の公表	令和6年4月12日（金）予定
参加申込書の提出期限	令和6年4月17日（水）17時まで
参加資格者の決定（通知）	令和6年4月中旬
企画提案書等の提出期限	令和6年4月30日（火）17時まで
2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年5月上旬
事業者の決定（通知）	令和6年5月上旬
委託契約締結	審査結果の通知・公表後、速やかに行う。

※ 質問書、参加申込書については公募開始日から提出可能とする。

3 実施要領等の配布

- (1) 配布場所
 実施要領等は、市ホームページ又は市街地復興課窓口から入手すること。
- (2) 配布資料
 実施要領、様式集及び仕様書

4 参加申込書及び企画提案書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。
 参加資格を認定した全ての参加申込者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式5）及び企画提案書等提出要請書（様式6）により通知する。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式2）
- (イ) 会社概要書（任意様式）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの

- (ウ) 業務実績書（様式 3） ※業務実績の契約書類写し添付
- (エ) 業務体制表（様式 4） ※業務体制全体図（任意様式）添付
契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。
- (オ) 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3 未納の税額がないこと用））
- (カ) 県税及び市税の滞納がない証明書
- (キ) 印鑑証明書（原本）

イ 提出部数

提出部数は、(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)及び(キ)は正本 1 部、(ウ)及び(エ)は 10 部（正本 1 部、副本 9 部）とする。副本については、いずれのページにおいても提案事業者名、商標等企業名が特定できないものを提出すること。

※ (ウ)、(カ)及び(キ)については、提出日の 3 カ月前の日以降に発行されたもの。

ウ 提出期間

令和 6 年 4 月 2 日（火）から令和 6 年 4 月 17 日（水）（土・日を除く。）午後 5 時までとする。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、令和 6 年 4 月 17 日（水）午後 5 時まで（郵送の場合、必着）に提出すること。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。

オ 提出先

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町 7 番地 1
人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所 2 階）

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 7）及び企画提案書「別紙」（任意様式）

企画提案書「別紙」については、仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効率的かつ効果的な具体的実施方法、歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりの推進及び住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化の実現のための視点等、必要な事項を具体的に記載すること。

【提案課題】

a 中心市街地地区公共空間活用検討に係るプロセスの提案

「交流・文化の場」等を中心とした公共空間の活用検討に当たり、どのようなプロセスで検討や調査を進め、当業務でまとめた結果を次のステップでどう反映するのかなどについて、分かりやすく記載すること。

b その他 PR 及び独自提案がある場合は、企画提案書「別紙」とは別に 5 ページ以内で、企画提案書「別冊」として添付可能とする。

(イ) 本業務の作業スケジュール（任意様式）

実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。

(ウ) 見積書（任意様式）

次の３点が分かる記載とすること。

- a 仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内訳を記載すること。
- b 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- c 仕様書の業務内容に応じて一部再委託予定のものがある場合は、その旨を記載すること。

イ 作成上の留意点

- (ア) 原則、簡易なA４ファイルで提出すること。
- (イ) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- (ウ) 企画提案書「別紙」は、表紙、目次を除き両面印刷とし、15ページ以内とすること。
- (エ) 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- (オ) 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (カ) 提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- (キ) 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同じページ内に注釈を付けること。
- (ク) 企画提案書「別紙」の表紙には、タイトル（人吉市中心市街地地区公共空間活用事業検討業務委託）、提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- (ケ) 見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
なお、見積書の宛先は、「人吉市長 松岡 隼人」とすること。

ウ 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各10部とすること。副本については、いずれのページにおいても提案事業者名、商標企業名が特定できないものを提出すること。

エ 提出期限

令和6年4月30日（火）（土・日・祝日を除く。）午後5時までとする。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、上記期限日の午後5時まで（郵送の場合、必着）に提出すること。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。

カ 提出先

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1
人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所2階）

5 質問の受付及び回答

参加申込み及び企画提案に関する質疑については、質疑受付期間中に受け付ける。質疑書（様式1）に質疑内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること（審査及び評価に係る質疑、電話及び口頭での質疑は受け付けない。）。

※ 電子メールの件名には、質疑の回数と事業者名が分かるようにすること。なお、質

疑書提出後、必ず電話により受信確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和6年4月2日（火）から令和6年4月10日（水）（土・日を除く。）午後5時までとする。

(2) 回答方法

令和6年4月12日（金）に当市ホームページへ掲載する。

なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

(3) 提出先アドレス及び確認先電話番号

人吉市役所復興建設部市街地復興課

メールアドレス：shigaitifukkou@hitoyoshi.kumamoto.jp

電話番号：0966-22-2111（内線2216）

IV 委託事業者の選定について

1 評価主体

提案内容についての評価は、「人吉市中心市街地地区公共空間活用事業検討業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。選定委員会は市職員による委員で構成し、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。審査の経緯や結果に関する問合せには応じない。

2 選定方法

(1) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングの内容について、別紙審査基準等を適用する。

(2) 審査方法

事務局において、必要書類及び記載内容に漏れないこと、並びに別紙審査基準等に掲げる事務局審査項目を基に形式審査を行った後、選定委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階で審査を行うものとする。

ア 一次審査

参加申込書及び企画提案書等について各選定委員が採点し、その合計点数に基づき二次審査対象者を3者程度選定する。申込者が3者に満たない場合は、一次審査を省略できる。

イ 二次審査

(ア) 選定委員会は、二次審査対象者における提案事業者名を伏せてのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が採点し審査を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。

(イ) 実施期日は、令和6年5月上旬予定。

※ 詳細は、二次審査対象者に別途通知する。

(ウ) 実施場所は、市が指定する場所とする。

(エ) プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。プレゼンテーションの時間は、20分以内とし、その後質疑応答を行う。1者当たりの時間は、30分程度とする。

(オ) 説明に当たっては、事前に提出した企画提案書等により原則、管理責任者又は主任担当者が行うこと。業務への意欲や提案内容の具体性、実現性等を確認する。企画提案書等の中で特に強調したい項目を中心に説明すること。

(カ) 最高点の者が複数の場合は、価格見積金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）による点数が高かった者を委託候補者として選定する。最高得点を獲得した候補者が辞退を申し出た場合や、下記「12 失格事項」に該当した場合は、次順位の者を委託候補者とする。

(キ) 留意事項

a 提案事業者名を伏せてのプレゼンテーションとする。

b 欠席の場合は、辞退したものとみなす。

c 出席者は、管理責任者又は主任担当者を含む3人以内とする

d 企画提案書等の内容の訂正や記載の無い追加提案に係る説明を行った場合、提出された企画提案書等を評価しない場合がある。

e プレゼンテーションの際には、市でプロジェクター及びスクリーンを準備する。その他必要なパソコンやケーブル等は各自で準備すること。

f 新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB会議システムを活用したオンライン又はオフラインによるプレゼンテーションのいずれかを選択することができる。

g 実施日時・場所等に変更がある場合には別途通知する。

(3) 備考

ア 審査の結果、評価の合計点が6割未満の場合は委託候補者として選定しない。

イ 参加資格者が1者のみの場合も評価を実施し、評価及び事業者の選定は前記と同様の方法で行う。

3 失格事項

(1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(2) 各書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(3) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合

(4) 価格見積の金額が提案限度額を超える場合

(5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

V その他

- (1) 公募型プロポーザル方式は、委託事業者を選定することから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、当市との協議に基づいて実施すること。また、コスト縮減・機能向上を図るために協議を行う予定である。
- (2) 契約書作成の要否 「要」
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (5) 提出された書類は、人吉市情報公開条例（平成13年人吉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等は、1者につき1提案に限る。
- (7) 審査結果の公表については、人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針（平成18年告示第110号）に基づいて行う。
- (8) 参加申込書及び企画提案書等は、提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (9) 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (10) 一定の適格性を満たす提案者がいないときは、事業者を選定しない場合がある。
- (11) 業務上の留意事項
参加資格等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので十分留意すること。

VI 別記様式

別紙のとおり

審 査 基 準 等

評価項目		評価基準	審査主体	審査段階	配点
業務実施体制	人員及び実績	本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。【調査実績】	事務局	形式審査	5
	見積金額	適正な見積金額が提示されているか。【業務コスト】			5
業務実施方針	提案内容	提案内容に説得力があるか。実施方法等、妥当な提案がされているか。【具体性・妥当性】	選定委員会	一次審査	15
		提案内容のスケジュールが具体的かつ現実的であるか。【実現可能性】			10
		提案内容が、図表やイメージ等を効果的に使って分かりやすく、かつ的確に表現されているか【平易性】			5
		復興まちづくりの目標や、まちなかブランドデザインを踏まえた視点のアイデアであるか。仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がされているか【関連計画への貢献性・先見性（独創性）】			20
	「人吉市復興まちづくり計画」における課題及び取組に対する目標・指標設定の考え方が、具体的かつ定量的に示されているか。国の求める事業効果の測定に対応した調査方法や分析方法が提案されているか。【効率性・事業効果の測定】	10			
	業務内容の総合的理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、業務実施の方向性が的確かどうか。【理解度、専門性、将来性、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力】		二次審査	30
合 計					100